

【別記第 1 号様式の 2 「誓約書」により誓約する内容について】

別記第 1 号様式の 2 に定める「誓約書」において誓約する内容については、以下のとおりです。

また、奨学金貸与決定以降、やむを得ず誓約した要件を守ることができなくなった場合については、3 のとおりとなります。これらの内容を十分理解した上で、「誓約書」の署名欄に自署にて、ご記入ください。

1 誓約書の誓約事項（前段）

「私は、（中略）特別貸与奨学金の貸与決定を受けたときは、当該大学医学部に必ず入学し、東京都地域医療医師奨学金貸与条例及び東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の規定を遵守し、学業に専念すること」を誓います。

大学が実施する入学試験及び都が実施する面接の結果、東京都地域枠入学試験に合格した場合、東京都は条例第 9 条に基づき、奨学金を貸与することを決定します。貸与決定者は、学校法人杏林学園 杏林大学医学部に必ず入学し、条例、施行規則の規定を守り、学業に専念しなければならないこと。

2 誓約書の誓約事項（後段）

「また、医師免許取得後は、東京都の区域内の医師の確保が必要な地域や診療科等において同条例に規定する指定期間、医師として従事すること」を誓います。

(1) 大学卒業から 2 年を経過する日までに医師国家試験に合格すること。また、医師国家試験合格後、速やかに医師免許を取得すること。

(2) 次のアからウのとおり、「指定期間」において「指定勤務」に従事すること

ア 医師免許取得後、直ちに、都内に所在する学校法人杏林学園 杏林大学医学部の附属病院において、初期臨床研修を行うこと。

（※初期臨床研修を受ける病院は、都内の医師少数区域に所在する基幹型臨床研修病院等でも可能な場合があります。）

イ 奨学金貸与期間（医学部 1 年生から 6 年生）の 1.5 倍の期間（9 年間）の 1／2 以上の期間（4 年 6 ヶ月以上）は、小児医療、周産期医療、救急医療又はへき地医療のいずれかの医療分野で、都内の以下の医療機関（指定医療機関）において、医師として従事すること

（※従事する医療機関は、奨学金の貸与を受けた学生（医師）が自ら選択します。）

医療分野	指定医療機関
小児医療	小児科対応可能な休日・全夜間診療事業実施医療機関、こども救命センター
周産期医療分野	周産期母子医療センター、周産期連携病院、多摩新生児連携病院
救急医療分野	救命救急センター又は都内に所在する独立した救急部門を持つ病院
へき地医療分野	山間・島しょ地域の町村立病院又は診療所 （特例として多摩地域に所在する病院（医育機関附属の病院を除く）で医師の業務に従事する期間を 1 年 6 ヶ月以内までは、島しょ地域などのへき地の町村立病院または診療所に従事する期間とみなす。）

ウ 上記イの 9 年間のうち、ア及びイ以外の期間（2 年 6 ヶ月以内）は、都内の病院で小児医療、周産期医療、救急医療に、医師として従事すること。なお、へき地医療を選択した者は、診療科の指定はないため、都内の病院で自己の選択した診療科に従事すること。

※「指定勤務」の詳細は、「東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）のご案内」をご覧ください。

また、指定医療機関は逐次更新があるため、最新情報は都 H P を確認してください。

上記(1)及び(2)の条件を全て満たした場合に、条例第 15 条に基づき、奨学金の返還を免除します（当然免除）。

【裏面も必ず御確認ください】

3 奨学金貸与決定以降、指定勤務満了までの間に上記 1 及び 2 に記載する要件を守ることができなくなった場合

上記 1 及び 2 について、やむを得ず守ることができないこととなった場合には、速やかに下記担当に相談すること。

相談の結果、上記 1 及び 2 に定める要件に欠けることとなった場合には、条例第 15 条又は第 16 条に定める奨学金の返還免除に該当する場合を除き、条例、規則並びに貸与契約書に基づき、奨学金の全額返還（10%の利子を含む。）が必要となります。

担当 東京都保健医療局医療政策部医療人材課人材計画担当 03-5320-4552